

# **三田市移動支援ガイドライン**

**令和5年10月**

**三田市障害福祉課**

## 1 事業の概要

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

## 2 対象者

65歳までに下記の状態にあって、**障害により**、屋外の移動が単独では困難である人

種別	対象要件
視覚障害者（児）	身体障害者手帳の視覚障害の人
全身性障害者（児）	身体障害者手帳の肢体障害程度が1級で、かつ両上下肢の機能障害を有する人またはこれに準ずる人
知的障害者（児）	療育手帳を持っている人
精神障害者（児）	精神障害者保健福祉手帳を持っている人

下記に該当する場合は、対象となりません。

（1）同行援護、重度訪問介護、行動援護の支給決定を受けている人

（2）未就学児

※ 児童の場合、就学児であっても、通常、保護者等の付き添いが想定される場合、対象となりません。

※ 障害者支援施設等に入所中、医療機関に入院中の場合は、利用条件がありますが利用できる場合があります。

## 3 実施方法

利用者1名に対して、ヘルパー1名が付き添う「個別支援型」とします。

ただし、身体状況や行動面において2人対応が必要と認められる場合は、あらかじめ2人介護の対象者として認定します。

2人介護の要件は、居宅介護に準じます。

## 4 外出の範囲等

外出の範囲は、自宅を始点とし、外出先への移動、外出先での必要な支援、外出先からの帰宅までが対象となります。一連の行為の中での支援を家族等が行う場合は、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

### 対象となる外出内容

移動支援事業が公的サービスであることを踏まえ、「社会通念上、公的サービスの対象として適当か否か」という観点から判断し、通年かつ長期にわたる外出を除き、原則として一日で用務を終えることができる個人の日常生活活動における外出が対象となります。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

内 容	具体的な例
公的な機関における諸手続き等	市役所、警察署、裁判所等の官公庁等 銀行、郵便局等
今後の生活に必要で、目的達成後の継続性のないもの	施設、教育機関等の見学、利用手続き等

※1 居宅介護（通院等介助）で支給決定を受けている内容は、対象となりません。

※2 児童の場合、基本的に保護者が行う事項のため、認められません。

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

原則、下記の場所までの支援が対象です。

内 容	具体的な例
自己啓発や教養を高めるもの	博物館、図書館、講演会、文化教養講座等
健康増進を図るためのもの	散歩、ジム、体育館、プール等
地域生活に欠かせないもの	自治会、こども会、お祭り等
生活の充実、向上のためのもの	外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、コンサート、買い物等
社会生活一般で考えられるもの	冠婚葬祭、お見舞い等

※1 単独利用に年齢制限が設けられている施設は、当該年齢に達していない場合、対象となりません。

※2 学習塾、スイミングスクール等、週単位（月複数単位のものを含む）で利用日が定められているような定期的かつ長期に渡るものは認められません。

※3 児童の場合、通常、単独での参加が想定されないものは認められません。

年齢ごとの外出先（目安）

小学生高学年（4年生～）

学校が指定する校区内での外出

中学生～

外出可能な近隣市への外出

### 対象とならない外出内容

以下のような内容は移動支援事業の対象となりません。

内 容	理 由
経済活動に係る外出 通勤、営業活動、収入を得ることを目的としたもの	通年・長期にわたる外出になり、また、経済活動に係る外出となるため利用できません。
通園、通学、通所施設、スイミングスクール等の習い事の送迎	通年・長期にわたる外出は利用できません。ただし、保護者等が傷病等で一時的に送迎できない時は、3カ月未満の期間において認められる場合があります。
宗教活動、政治活動、ギャンブル、公序良俗に反することを目的とする場所	社会通念上、本制度の利用が適当でないもの ※一般的な社会生活での行事（初詣、法事、墓参りや冠婚葬祭）は利用できます。

※ 通年とは、一年を通して定期的に必要な外出、長期とは概ね3カ月を超える期間を継続する場合とします。

※ 講演会の講師など謝金（交通費実費のみを受領するものは除く）が発生する場合は、経済活動に係る外出とみなし利用できません。

謝金発生がない講師依頼で利用する場合、会場までの送迎のみを支援の対象とします。

## 5 サービス支給量

移動支援事業の支給量は、【1か月 60時間】です。

支給量は、一律60時間ではなく必要な時間数を個別に認定します。

在宅の方	施設入所中の方	地域移行支援を利用している入院・入所中の方
60時間	15時間	30時間

※施設入所は、療養介護入所も含まれます。なお、施設入所中の利用は、自立支援給付（日中活動系）の請求と重複しての利用はできませんので、主に土日の利用となります。

## 6 サービス内容

移動支援のサービス内容は、利用者の**障害に起因して必要となる外出支援**に限られます。

### 対象となるサービス内容

- (1) 外出の準備に伴う支援（整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- (2) 移動に伴う支援（移動中の付き添い、交通機関の利用補助等）
- (3) 外出先での必要な支援（排泄、食事、更衣介助、コミュニケーション支援等）
- (4) 外出から帰宅した直後の支援（更衣介助、荷物整理等）

### 対象とならないサービス内容

- (1) 会議等での待機時間など具体的な移動等の支援を行う必要がない場合。  
→ 待機時間については、事業所の定めにより、利用者負担が生じる場合があります。

例えば、飲食店等への移動支援を利用の場合、食事介助等の支援の必要性があればサービスの対象となりますが、具体的な支援がない場合は待機扱いとなります。  
支援の範囲内で、本人の余暇活動につきあうことは可能。

(2) 単なる遊び相手となる場合

→ カラオケやボウリング等で支援者が単に歌ったりゲームをしたりするのみの場合は、具体的な支援が発生していないので移動支援事業の対象とならず待機扱いとなります。

(3) 通所利用中に参加する施設行事、課内行事として参加する学校行事等主催者、管理者側において対応すべきもの。

(4) 預かり行為など、家族等のレスパイト（介護休暇）を目的としたもの

**身体介護を伴う・伴わないの判断基準**

移動支援のサービス提供中の食事介助や排泄介助等の身体介助が必要な場合、「身体介護を伴う」ものとして支給決定します。

身体介護の有無についての支給基準は、「通院等介助（身体介護を伴う）」の基準を準用し以下の2つを満たしている場合とします。

- ① 障害支援区分2以上
- ② 認定調査項目の『歩行』が「全面的支援が必要」または、  
『移乗』が「見守り等の支援が必要」以上  
『移動』が「見守り等の支援が必要」以上  
『排尿』が「部分的な支援が必要」以上  
『排便』が「部分的な支援が必要」以上  
のうち1つ以上認定されている場合。

**7 利用者負担**

サービスに係る費用の1割と、定められた上限月額の高い額が、利用者負担となります。

	所得区分	自己負担上限	要件
上 18歳以	生活保護	0円	生活保護世帯
	低所得	0円	本人及び配偶者がともに市町村民税非課税世帯
	一般1	9,300円	課税額合計が16万円未満
	一般2	37,200円	課税合計が16万円以上
童 18歳未満（児）	生活保護	0円	生活保護世帯
	低所得	0円	市町村民税非課税世帯に属する者
	一般1	4,600円	市町村民税課税額合計が28万円未満
	一般2	37,200円	市町村民税課税額合計が28万円以上

- ※1 上限月額は、利用事業所ごとに障害福祉サービスと同額とします。
- ※2 外出中に発生する諸経費（交通費、飲食費、入場料、待機料等）は自己負担となります。
- ※3 移動支援事業は、地域活動支援事業であるため、高額障害児通所給付費の合算対象外です。

## 8 その他の留意事項

- (1) 外出先に、学校や通所施設、通勤先等の「対象とならない外出内容」が含まれる場合は、一連の外出全てにおいて、移動支援を利用することはできません。
- (2) 原則として、居宅介護（通院等介助）、介護保険等を利用できる場合は、その利用を優先することとします。
- (3) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが要件のため、別室で待機しているなど、ヘルパーが付き添う必要のない（付き添うことのできない）時間等は、対象外となります。
- (4) 支給時間数は、目的、場所、頻度等を聞き取りの上、原則、基準の範囲内（60時間／月）で決定します。
- (5) 通学に移動支援は利用できませんが、常時付き添いをしている保護者の入院による場合（一時的な利用に限る）は、個別にご相談ください。

## 9 Q&A

- ① グループホームに居住中の利用について  
→グループホームに入居中での利用は可能です。
- ② 入院、入所中、短期入所中の利用について  
→移動支援は、在宅生活を送っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスですので、入院入所中、短期入所中の利用は、原則できません。ただし、入所中でも報酬が全く算定されない外泊期間中等は、利用可能です。  
→入所中は、土日などの日中の支援の報酬が算定されない期間の利用に限り、月15時間を上限に支給決定を行います。  
→入院入所中で地域移行支援の利用がある場合に限り月30時間の支給決定を行います。
- ③ 一律に60支給時間の支給決定がほしい。  
→移動支援の利用場面を確認していただく必要があるため、具体的な利用場面を聞き取っていただき必要支給量を算定しています。よって、一律支給は認めておりません。計画外の利用がある場合は、事前にご連絡ください。
- ④ 通勤の利用について  
→経済活動に該当するため対象外です。通勤時に必要な支援は、就労収入や他制度等から自費にてご対応いただくべきものであり、移動支援の対象外となります。なお、通勤ではない日に通勤経路を含めた外出をする場合は、利用することができます。

⑤ 通園・通学の利用

→保護者等が入院や出産等のやむを得ない場合は、長期にわたらない期間（3カ月未満）に限り認めることができます。事前に想定されている期間を算定するため、個別にご相談ください。なお、単なる風邪や仕事の都合等の理由は、対象となりません。

⑥ 未就学児の利用

→社会通念上、障害の有無に関わらず未就学児が一人で外出等をするとは考えにくく、また外出をする場合は、保護者等で対応すべきものと考えられます。したがって、未就学児についてはご利用になれません。

⑦ 児童の利用範囲

→「本来、児童が単独で行動する範囲」における支援が前提ですので、児童の利用範囲は、学校が認めている校区内となります。（通常、一般児童生徒が保護者なし外出できる範囲は、校区内であるため。）

⑧ 習い事等の利用

→週単位で利用が定められている習い事は、利用できません。

公共施設や体育施設のトレーニングやプールの利用等、不特定多数が利用できるものは習い事ではなく、通常の余暇活動（健康増進）としての利用ができます。（通年かつ長期には該当しない）

⑨ プール等での利用

→送迎、着替えの支援までが対象。プール内での指導や遊ぶことはできないが、安全確認のために水中に入ることが可能。ただし、責任の範囲等は、事前に事業所と利用者で書面にて確認をしておくことを推奨します。

⑩ 福祉事業所等が主催するイベント等での利用①

→移動支援事業者が特定の利用者を募る目的で主催される行事（集団旅行、遠足等のイベント）は、移動支援の対象にはなりません。（例：移動支援の利用を前提として企画したイベント等）

⑪ 福祉事業所等が主催するイベント等での利用②

→当該主催事業者の利用者・生徒として参加する場合は、対象外です。

事業所等が開催するオープンイベント（施設見学会や「〇〇施設まつり」など）に外部参加者として参加する場合は、利用できます。

- ⑫ 個人の範囲を超える活動の利用  
→法人や団体の代表やその一員・組織としての活動で、営利活動や経済活動に該当すると判断されるものは、移動支援事業が公的サービスである性質を鑑みて利用できません。  
利用者の発意によりサークル活動等に参加する場合は、支給量範囲内での利用は可能です。
- ⑬ ヘルパーが運転する車での利用  
→サービス提供行程の中で、移動手段にヘルパーの車を利用することがある場合、ヘルパーの運転中の報酬算定はできません。なお、移送費用を徴収する場合は道路運送法上の適用を受ける場合があります。
- ⑭ 目的地のみの利用について  
→目的地のみの利用ということは、現地までの移動を自身でできるため利用できません。途中経路を家族等が支援をして、やむを得ない理由によりヘルパーに引き継ぐ場合は、目的地のみの利用は可能です。
- ⑮ 通院を含む場合の利用は  
→通院は、居宅介護（通院等介助）の利用となります。  
→通院前後に買い物など、通院と別の目的地へ外出する場合は、病院以外の目的地を含む部分が移動支援の対象となります。
- ⑯ 飲酒を伴う場合の利用は  
→支援者がともに飲酒をする場合は、支援行程すべてにおいて対象外です。
- ⑰ 65歳以上の介護保険利用者の利用は  
→65歳までに障害手帳を取得しているなどの要件を満たしている方は、ケアプランに併記してもらうことで利用可能です。ただし、認知症高齢者の外出時の見守りでは利用できません。
- ⑱ 家族が同行する場合の取り扱いは  
→家族が対応。2人介護の要件を満たしている場合は、家族とヘルパーによる支援は可能。
- ⑲ 外出先で具体的・直接的な介助はないが、見守り・付き添いをしている場合はサービスの対象外となるのか。  
→障害特性により判断することになります。例えば、外出先で直接的な介助はないが、多動や声を出す等の行動が常にあるため、それを制止する支援を常に必要としている場合は、サービスの対象となります。  
一方、安心感を得る等の理由で付き添っているのみの場合は、具体的な支援がないためサービス対象外となります。